

海幕情第488号

令和2年3月17日

一部変更 海幕総第132号（令和5年1月27日）

各 部 隊 の 長
各 機 関 の 長 殿

海 上 幕 僚 長
（公 印 省 略）

委託先に対する秘密保全検査実施要領について（通達）

標記について、別紙のとおり定めたので通達する。

添付書類：別 紙

写送付先：部内全般

委託先に対する秘密保全検査実施要領

第 1 趣 旨

この要領は、秘密保全に関する訓令（平成 19 年防衛省訓令第 36 号。以下「省秘訓令」という。）第 29 条、特定秘密の保護に関する訓令（平成 26 年防衛省訓令第 64 号。以下「特秘訓令」という。）第 37 条、特別防衛秘密の保護に関する訓令（平成 19 年防衛省訓令第 38 号。以下「特防秘訓令」という。）第 27 条、秘密保全に関する達（平成 19 年海上自衛隊達第 16 号。以下「省秘達」という。）第 29 条及び特別防衛秘密の保護に関する達（平成 19 年海上自衛隊達第 18 号。以下「特防秘達」という。）第 26 条の規定に基づき、省秘（省秘訓令第 2 条第 1 項に規定する秘密をいう。以下同じ。）、特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成 25 年法律第 108 号）第 3 条第 1 項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。）又は特別防衛秘密（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和 29 年法律第 166 号）第 1 条第 3 項に規定する特別防衛秘密（特定特別防衛秘密（特防秘訓令第 15 条第 1 項の規定により指定された特別防衛秘密をいう。以下同じ。）を含む。）をいう。以下同じ。）の取扱いに係る物件の製造又は役務の提供等の契約を締結した者（省秘訓令第 30 条、特秘訓令第 37 条及び特防秘訓令第 28 条に定める下請負者を含む。以下「委託先」という。）に対する秘密の保全状況の検査、特定秘密の取扱いの状況の検査及び特別防衛秘密の保護の状況の検査（以下「保全検査」という。）を実施するために必要な事項を定める。

第 2 用語の定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）契約担当官等 海上自衛隊契約規則（平成 27 年海上自衛隊達第 4 号）第 2 条に規定する契約担当官等をいう。
- （2）防衛省の契約担当官等 防衛省所管契約事務取扱細則（平成 18 年防衛庁訓令第 108 号）第 2 条に規定する契約担当官等（防衛装備庁の契約担当官等を含む。）をいう。
- （3）部隊等 海上幕僚監部の各部各課等（室又はこれに準ずるものを含む。）、防衛大臣直轄部隊及び当該部隊の編成に加わる各級の部隊及

びクルー並びに機関（海上幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院を含む。）をいう。

- （４）総括者 委託先の省秘若しくは特別防衛秘密の管理全般に係る総括的な責任者又は特定秘密の保護に関する業務を管理する者をいう。
- （５）契約担当官等の代理人 委託契約に係る調達要求を行う部隊等の長（調達要求を行う部隊等の長が、契約担当官等の属する部隊等の長又はその職務上の上級者となる場合は、当該調達要求を行う部署等の長とする。以下同じ。）をいう。
- （６）特約条項 省秘訓令第２９条第１項、特秘訓令第３７条第１項及び特防秘訓令第２７条第１項に基づき契約に附帯する特約条項をいう。
- （７）保全検査者 保全検査を実施する契約担当官等の代理人又は依頼を受けて保全検査を実施する者をいう。
- （８）保全検査官 保全検査者が、所属する職員のうちから指名し、実地による保全検査を行わせる者をいう。

第３ 保全検査

- １ 特約条項を附帯した契約（同一委託先における特約条項を附帯した契約の履行期間が通じて１か月未満である場合を除く。）（以下「契約」という。）を締結したとき、契約担当官等の代理人は、契約の履行期間において、委託先に対し毎月１回以上、実地により保全検査を行う。ただし、当該月に、第４第１項の各号に掲げる秘密の区分を同一とする他の防衛省の契約担当官等が結んだ契約に基づく保全検査を実施している場合であって、かつ、所要の検査項目を網羅できる場合は、当該他の防衛省の契約担当官等が結ぶ契約に基づく保全検査結果の確認（委託先が保全検査を実施した場合を含む。）をもって、当該契約における保全検査に代えることができる。
- ２ 複数の契約に基づいて、同一の委託先に対し実地による保全検査を実施する場合であって、各特約条項で規定される特定資料又は特定物件（以下「特定資料等」という。）及び所要の検査項目を網羅できる場合、保全検査をまとめて実施することができる。
- ３ 前項の規定により保全検査を実施するにあたり、契約担当官等の代理人が複数存在する場合、契約担当官等の代理人同士の協議により実地による保全検査を実施する契約担当官等の代理人を取り決め、契約を所掌する契約担当官等の了承を得た上で、当該契約担当官等の代理人に依頼することができる。
- ４ 第２項の規定により保全検査を実施するにあたり、当該複数の契約を

2以上の異なる契約担当官等が所掌する場合、各契約担当官等の代理者同士の協議により、実地による保全検査を実施する契約担当官等の代理者を取り決め、契約を所掌する契約担当官等を通じて保全検査を依頼することができる。

- 5 契約担当官等の代理者は、前4項に規定する実地による保全検査の実施又は依頼をすることが困難である場合、その指揮系統上の上級部隊等の長又は契約担当官等の代理者若しくは委託先と同一警備区（自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第27条に定める警備区域をいう。以下同じ。）にある地方総監部防衛部長又は当該委託先の近傍に所在する他の部隊等の長に、協議の上、実地による保全検査を依頼することができる。
- 6 前3項による協議は、付紙様式第1により保全検査の実施に必要な事項を添えて行うものとする。
- 7 前項による協議後の保全検査の依頼は、付紙様式第2により行うものとする。
- 8 実地による保全検査の依頼を受けた者は、保全検査の実施にあたり、必要な支援（人員の派出を含む。）を当該保全検査の依頼者及び他の部隊等の長に求めることができる。
- 9 契約担当官等の代理者は、やむを得ない理由により第1項から第5項に規定する実地による保全検査の実施又は依頼が困難と認められるときは、委託先の総括者に当該月の保全検査を行わせることができる。
- 10 役務の提供等に係る契約において、その履行場所が秘密保全上の必要な措置を講じられた官側施設（艦船を含む。）内である場合、付紙様式第3及び付紙様式第4の注釈に示す官側施設内で役務を提供する委託先が責任を負うべき検査項目を除き、検査を省略することができる。

第4 保全検査官

- 1 保全検査者は、第3に規定する実地による保全検査について、所属する職員のうちから、次の各号に掲げる秘密区分に応じて、当該各号に定めるところにより保全検査官を指名して、行わせることができる。

（1）省 秘

秘密の取扱いに関する適格性の確認等に関する訓令（平成21年防衛省訓令第25号）（以下「適格性訓令」という。）第6条に規定する秘密を取り扱うことができる職員の中から指名する。

（2）特定秘密

特定秘密の取扱いに関する適性評価の実施に関する訓令（平成26

年防衛省訓令第65号)第24条に規定する通知により、特定秘密を漏らすおそれがないとされた者の中から指名する。

(3) 特別防衛秘密

適格性訓令第6条に規定する秘密を取り扱うことができる職員の中から指名する。ただし、特定特別防衛秘密にあつては、当該特定特別防衛秘密を取り扱うこととされた者のうちから指名する。

- 2 前項の保全検査官の指名は、省秘又は特別防衛秘密にあつては保全責任者(省秘達第5条又は特防秘達第5条で定める保全責任者をいう。)、特定秘密にあつては保護業務責任者(特秘訓令第5条第3項で定める保護業務担当者のうちから指名された責任者をいう。)をもって充てることを基準とする。
- 3 保全検査者は、第1項の規定による保全検査官の指名又はその解除について、保全検査官指名簿(付紙様式第3)に記録し、指名の状況を常に明確にするものとする。
- 4 保全検査者は、保全検査官に保全検査の実施日時等について、委託先と調整させるものとする。

第5 保全検査官の担当区分及び保全検査官補助者

- 1 保全検査者は、第4の規定により保全検査官を指名した場合は、その担当する委託先等を明確にするため、付紙様式第4に定める保全検査担当区分表を作成するものとする。
- 2 保全検査者は、前項に規定する保全検査担当区分表に記載した内容に変更、追加等があったときは、遅滞なく当該保全検査担当区分表を更新するものとする。
- 3 保全検査官は、第3に規定する保全検査について、保全検査者の部隊等に所属する職員及び第3第8項に基づき派出された者のうちから、秘密区分に応じて、第4第1項各号に定めるところにより保全検査官補助者を指名して、第3に規定する保全検査に係る業務を補助させることができる。
- 4 保全検査官は、保全検査官補助者を指定した場合、保全検査担当区分表により、その担当区分を指定するものとする。

第6 保全検査官の教育

- 1 保全検査者は、毎年度1回以上、保全検査を実施するに当たり必要な教育を保全検査官に対し実施するものとする。ただし、同一年度内に既に保全検査官として所要の教育を受けている者については、これを省略

することができる。

- 2 保全検査者は、前項に規定する教育を実施するに当たり、海上幕僚監部指揮通信情報部情報課長（以下「海幕情報課長」という。）に対し必要な協力を求めることができる。

第7 保全検査時の措置

- 1 保全検査官は、保全検査において改善等を要する事項が認められたときは、当該委託先の総括者に対し、適切な措置を講ずるよう指示するものとし、当該指示に係る措置の状況確認は、当該委託先に対する翌月の保全検査において行うものとする。ただし、履行終了等に伴い翌月の保全検査を行わない場合は、当該委託先の総括者をして、期限を決めて保全検査者に措置の状況を報告させるものとする。
- 2 保全検査の対象である委託先が、他の防衛省の契約担当官等との契約に基づく保全検査において、改善等を要する事項に係る指示を受けている場合又は新たに受けた場合、保全検査官は、当該委託先の総括者に対し、当該指示の内容を保全検査者に報告させるものとする。
- 3 保全検査官は、保全検査において省秘、特定秘密及び特別防衛秘密（以下「秘密等」という。）の漏えい、紛失、破壊等の事故（以下「事故」という。）が発生したと認められるとき（事故の疑い又は事故につながるおそれのあるときを含む。）は、当該委託先の総括者に対し、直ちに事故の内容に応じた適切な措置を行うよう指示するとともに、保全検査者に通報させるものとする。
- 4 前項の規定による通報を受けた保全検査者は、速やかに当該事故について把握し得る限りの全ての内容を、当該委託先の総括者から契約担当官等の代理者に報告させるものとする。
- 5 前項の規定による報告を受けた契約担当官等の代理者は、速やかに当該契約を所掌する契約担当官等に報告するとともに、海上自衛隊一般事故調査及び報告等に関する達（昭和43年海上自衛隊達第23号）第3章に準じて速報するものとするほか、海幕情報課長及び秘密区分に応じた次の各号に定める宛先に通知するものとする。ただし、契約担当官等の代理者と重複する宛先を除く。

（1）省 秘

当該特定資料等に係る秘の指定者及び管理者又はその職務上の上級者

（2）特定秘密

特定秘密管理者（海上幕僚長）及び当該特定資料等に係る特定秘密

管理者補又はその職務上の上級者

(3) 特別防衛秘密

当該特定資料等に係る自衛艦隊司令官等（特防秘達第2条第1項に規定する自衛艦隊司令官等をいう。）経由、海上幕僚長及び管理者又はその職務上の上級者

第8 保全検査報告

- 1 保全検査官は、保全検査の結果について、次に掲げる区分に応じて保全検査報告書を作成し、保全検査者に報告するものとする。

(1) 省秘及び特別防衛秘密

付紙様式第5による。

(2) 特定秘密

付紙様式第6による。

- 2 依頼により保全検査を実施した保全検査者が、前項の規定により保全検査官から報告を受けた場合は、その内容を、当該保全検査の依頼者に通知するものとする。

- 3 契約担当官等の代理者は、第3第9項の規定により、委託先の総括者に保全検査を実施させる場合は、当該委託先の総括者をして、検査の結果を次の各号に掲げる区分に応じて契約担当官等の代理者に報告させるものとする。

(1) 省秘及び特別防衛秘密

付紙様式第5による。

(2) 特定秘密

付紙様式第6による。

- 4 付紙様式第5及び付紙様式第6の各保全検査事項の評価の基準は、次表に掲げるとおりとする。

A (良 好)	定められた秘密等の保全及び保護の対策（以下「保全対策」という。）が、良好かつ適切に実施されている。
B (要改善)	（１）軽微な指摘事項（記録の一部記入漏れ、誤記等）はあるが、即時に是正が確認でき、全般としては良好に保全対策が実施されている。 （２）保全対策が秘密等の取扱いの現状と符合しない部分があり、保全対策の一部見直しが必要である。
C (不 良)	（１）保全対策を実施していない事項がある。 （２）保全対策の実施の内容が不十分であり、秘密等の事故につながるおそれがある。 （３）保全対策が秘密等の取扱いの現状と符号せず、保全対策の全面的な見直しが必要である。

５ 契約担当官等の代理者は、第１項から第３項の規定により報告又は通知された保全検査の結果に不良事項を認めたときは、速やかに当該契約を所掌する契約担当官等及び海幕情報課長に通知するものとする。

６ 海幕情報課長は、前項の規定による通知を受けたときは、保全検査者に対し秘密等の保全又は保護に必要な指導等を行うものとする。

第 9 保全検査結果の定期報告

契約担当官等の代理者は、第８の規定による保全検査の結果を四半期ごとにとりまとめて、付紙様式第７により、当該契約を所掌する契約担当官等に報告するものとするとともに、海幕情報課長にその写しを送付するものとする。

第 10 保全事故発生時の保全検査等

１ 契約担当官等の代理者は、委託先の総括者から秘密等の事故の報告を受けた場合は、速やかに当該委託先に対し実地による保全検査を実施するものとする。

２ 前項の規定による保全検査は、第４の規定による保全検査官に実施させることができるほか、第５の規定による保全検査官補助者に保全検査に係る業務を補助させることができる。

３ 前２項の規定に基づき保全検査を実施した契約担当官等の代理者又は依頼を受けた保全検査者から保全検査の結果通知を受けた契約担当官等の代理者は、速やかに当該契約を所掌する契約担当官等及び海幕情報課

長に報告又は通報するものとする。

- 4 当該契約を所掌する契約担当官等は、海幕情報課長の協力を得て、当該事故に係る保全検査、事故調査その他の事項について必要な措置を講ずるものとする。

付紙様式第1

発 簡 番 号
年 月 日

(契約担当官等の代理人) 殿

(契約担当官等の代理人)

委託先に対する秘密保全検査の依頼について (協議)

標記について、下記のとおり実施されたく協議する。

記

1 対象となる契約

- (1) 調達要求番号
- (2) 契約件名
- (3) 契約相手方

2 保全検査の実施に必要となる事項

別紙のとおり。

添付書類：別 紙

写送付先：

注：1 属紙様式を別紙として添付する。

2 当該契約に係る契約担当官等を写送付先とする。

3 協議を受ける契約担当官等の代理者を文書の宛先とすることができない場合は、その者が属する直近の職務上の上級者を宛先とする。

4 協議を行う契約担当官等の代理者が文書の発簡権者でない場合は、その者が属する直近の職務上の上級者を発簡者とする。

保全検査の実施に必要な事項

【契約担当官等の代理者： 】

- 1 委託先名 (委託先が保有する保全施設等名)

- ## 2 保全検査の依頼時期（契約履行期間）

年 月 ～ 年 月
(年 月 日 ～ 年 月 日)

- ### 3 特定資料等の状況

以下のとおり。

秘密区分	文書 又は 物件 の別	登録番号	一連 番号	件 名	委託先 において保 管する期 間（予定を 含む。）	記 事

- 4 その他（保全検査の実施にあたり留意すべき事項等）

注：１ 秘密区分欄は、省秘、特定秘密又は特別防衛秘密（特定特別防衛秘密）を記載する。

- 2 件名秘の場合、件名には秘とならない略称等を記載する。

- 3 特定秘密の場合、記事欄に指定の整理番号を記載する。

- 4 特定特別防衛秘密の場合、記事欄にその種類（イージス、P-3C等）を記載する。

- 5 個別の物件について、その形状、保管状況等が保全検査の実施に影響すると予想される場合は、記事欄にその旨を記載する。

(保全検査の依頼を受ける者) 殿

(契約担当官等又は契約担当官等の代理者)

委託先に対する秘密保全検査について (依頼)

標記について、下記のとおり委託先に対する秘密保全検査を依頼する。

記

1 対象となる契約

- (1) 調達要求番号
- (2) 契約件名
- (3) 契約相手方

2 その他

関連文書： 1

2

写送付先：

注： 1 協議及びその回答に係る文書を関連文書とする。

2 保全検査の依頼を受ける者が他の契約担当官等の代理者である場合、当該他の契約担当官等を写送付先とする。

3 保全検査の依頼を受ける者を文書の宛先とすることができない場合は、その者が属する直近の職務上の上級者を宛先とする。

4 保全検査を依頼する者が文書の発簡権者でない場合は、その者が属する直近の職務上の上級者を発簡者とする。

保全検査官指名簿

保全検査者の部隊等名：

契約担当官等の代理者：

整理 番号	所属部隊及 び所属課等	官 職 氏 名	検査し得る 秘密の種類	担当する 委託先の名称	指定年月日	解除年月日	備 考

- 注：1 「検査し得る秘密の種類」の欄には、検査することのできる全ての秘密区分を記入する。
記入例：「省秘」、「特秘」、「特防」、「特防（特特防）」
- 2 異動その他の理由により、検査を行うことができなくなった職員については、斜線又は取消線で抹消する等の手段により、明確に把握できるよう管理する。

保全検査担当区分表

整理 番号	担当する委託先の名称	保全検査官又は 保全検査官補助者の指名		検査し得る 秘密の種類	保全検査実施計画												備 考
		所属部隊及 び所属課等	官 職 氏 名		年										年		
					4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	

- 注：1 「検査し得る秘密の種類」の欄には、検査することのできる全ての秘密区分を記入する。
記入例：「省秘」、「特秘」、「特防」、「特防（特特防）」
- 2 異動その他の理由により、検査を行うことができなかった職員については、斜線又は取消線で抹消する等の手段により、明確に把握できるよう管理する。
- 3 備考欄には、「検査官」又は「補助者」の別及び指名年月日等を記入する。

保全検査報告書（特定特別防衛秘密・特別防衛秘密・省秘）

委託先名			
委託先の所在地			
委託先の保全責任者 (部署・役職等)			
委託先の検査立会者 (部署・役職等)			
保全検査事項		評価	所見等
(1) 関係簿冊の整備・記録及び保管の状況			
(2) 秘密文書等の接受、取扱い及び保管の状況			
(3) 秘密の文書及び図画の原稿及び原紙の処分の状況			
(4) 保管容器の状況			
(5) 鍵の取扱い及び保管の状況			
(6) 秘密文書等の貸出、閲覧、送達及び秘密事項の伝達の状況			
(7) 秘密文書等の製作及び複製の状況			
(8) 保全施設の整備状況及び立入に関する統制措置			
(9) 保全教育の状況			
(10) 秘密保護適格証明書の取扱いの状況			
(11) 社内保全検査の状況（検査体制・方法・内容）の状況			
(12) 下請負先に対する指導及び監督の状況			
(13) 管理者及び保全責任者の秘密の保全に関する適切な指導の状況			
(14) 秘密を取り扱う全社員等に対する守秘義務の自覚に関する措置			
(15) 保全施設内におけるパソコンの取扱い及び管理状況			
(16) 前各事項以外の検討又は改善を指示した事項			
保全検査年月日		年	月 日
保全検査官	所属	官職	氏名

注：1 保全検査報告書の（ ）内は、検査を実施していない秘密区分については抹消する。例：（特定特別防衛秘密・特別防衛秘密・省秘）

2 所見等欄に記入できないときは、別途用紙を追加し添付すること。

- 3 (2)又は(3)の詳細については、属紙様式により報告する。
- 4 本文第3第7項に示す官側施設内で役務を提供する委託先が責任を負うべき検査項目は、(6)、(7)、(9)、(10)、(12)、(13)、(14)及び(16)とする。
- 5 保全検査官の氏名欄は自著又はこれに代えて本人確認が可能となる記録(例：記名押印)とする。

秘密文書等の接受、取扱い及び保管の状況

1 秘密文書等の保管の状況

(1) 省 秘

	A	B					C						保管数	
	前回検査時の 保管数（指定前 秘を除く。）	増加要因					減少要因						A + B - C	指定前
		供与	複製	作成	接受	計	返却 /提出	解除	廃棄	送達	その他 ()	計		
件数														
部数														
備考														

- 注：1 A～C各欄には、既に防衛省から省秘（秘密）に指定されているものを計上する。
- 2 保管数の指定前のものについては、その名称を備考欄に記載する。
- 3 文書及び図画（電磁的記録を含む。）と物件はそれぞれ別葉で作成する。
- 4 B欄の「供与」には、防衛省から貸与された文書等の数を計上する。同じく「接受」には、下請負者（又は元請負者）から送達された文書等の数を計上する。
- 5 C欄の「返却／提出」には、防衛省に返却した文書等及び契約において作成又は複製した文書等で防衛省に提出したもの
の数を計上する。同じく「送達」には、下請負者（又は元請負者）に送達した文書等の数を計上する。
- 6 C欄の「その他（ ）」には、紛失等の事故により減少した文書等の数を計上し、（ ）内に事故の事由を記載する。

(2) 特別防衛秘密

		A	B					C						保管数	
		前回検査時の 保管数（指定 前秘を除く。）	増加要因					減少要因						A + B - C	指定前
			供与	複製	作成	接受	計	返却/ 提出	解除	廃棄	送達	その他 ()	計		
機密	件数														
	部数														
極秘	件数														
	部数														
秘	件数														
	部数														
計	件数														
	部数														
備考															

- 注：1 A～C各欄には、既に防衛省から特別防衛秘密に指定されているものを計上する。
- 2 保管数の指定前のものについては、その名称を備考欄に記載する。
- 3 文書及び図画（電磁的記録を含む。）と物件はそれぞれ別葉で作成する。
- 4 B欄の「供与」には、防衛省から貸与された文書等の数を計上する。同じく「接受」には、下請負者（又は元請負者）から送達された文書等の数を計上する。
- 5 C欄の「返却／提出」には、防衛省に返却した文書等及び契約において作成又は複製した文書等で防衛省に提出したものの数を計上する。同じく「送達」には、下請負者（又は元請負者）に送達した文書等の数を計上する。
- 6 C欄の「その他（）」には、紛失等の事故により減少した文書等の数を計上し、（）内に事故の事由を記載する。

(3) 特定特別防衛秘密

		A	B					C						保管数	
		前回検査時の 保管数（指定 前秘を除く。）	増加要因					減少要因						A + B - C	指定前
			供与	複製	作成	接受	計	返却/ 提出	解除	廃棄	送達	その他 ()	計		
機密	件数														
	部数														
極秘	件数														
	部数														
秘	件数														
	部数														
計	件数														
	部数														
備考															

- 注：1 A～C各欄には、既に防衛省から特別防衛秘密に指定されているものを計上する。
- 2 保管数の指定前のものについては、その名称を備考欄に記載する。
- 3 文書及び図画（電磁的記録を含む。）と物件はそれぞれ別葉で作成する。
- 4 B欄の「供与」には、防衛省から貸与された文書等の数を計上する。同じく「接受」には、下請負者（又は元請負者）から送達された文書等の数を計上する。
- 5 C欄の「返却／提出」には、防衛省に返却した文書等及び契約において作成又は複製した文書等で防衛省に提出したものの数を計上する。同じく「送達」には、下請負者（又は元請負者）に送達した文書等の数を計上する。
- 6 C欄の「その他（）」には、紛失等の事故により減少した文書等の数を計上し、（）内に事故の事由を記載する。

2 秘密保護適格証明書の取扱いの状況

	前回検査時発行枚数	前回検査時以降発行枚数	前回検査以降回収枚数	検査時発行枚数
省 秘				
特別防衛秘密				
特定特別防衛秘密				
計				

保全検査報告書（特定秘密）

委託先名				
委託先の所在地				
委託先の保全責任者 （部署・役職等）				
委託先の検査立会者 （部署・役職等）				
保全検査事項			評価	所見等
(1) 特定秘密を取り扱わせることができる範囲の指定の状況				
(2) 特定秘密関係社員の名簿の指定・管理、報告の状況				
(3) 特定秘密の適格証明書の取扱いの状況				
(4) 特定秘密文書等の保管の状況				
(5) 特定秘密の指定、有効期間の満了又は延長、指定の解除に係る通知又は周知の状況				
(6) 特定秘密文書等の作成、運搬、交付、伝達、廃棄その他の手続の状況				
(7) 特定秘密の保護に関する関係簿冊等の記録の状況				
(8) 立入禁止区域における施設設備及び保管容器の状況				
(9) 立入禁止区域における電子計算機の取扱いの状況				
(10) 立入禁止区域における特定秘密の電磁的記録の取扱いの状況				
(11) 特定秘密の保護に関する保全教育の実施の状況				
(12) 社内保全検査（検査体制・方法・内容）の状況				
(13) 下請負先に対する指導及び監督の状況				
(14) 業務管理者及び保全責任者（保護業務責任者）の特定秘密の保護に関する適切な指導の状況				
(15) 秘密を取り扱う全社員等に対する守秘義務の自覚に関する措置				
(16) 前各事項以外の検討又は改善の指示をした点				
保全検査年月日	年	月	日	
保全検査官	所属	官職	氏名	

注：1 所見等欄に記入できないときは、別途用紙を追加し添付すること。

2 本文第3第7項に示す官側施設内で役務を提供する委託先が責任を負うべき検査項目を、(1)、(2)、(3)、(6)、(11)、(13)、(14)、(15)及び(16)とする。

3 (3)、(4)又は(6)の詳細については、属紙様式により報告する。

4 保全検査官の氏名欄は自署又はこれに代えて本人確認が可能となる記録（例：記名押印）とする。

1 特定秘密の適格証明書の取扱いの状況

前回検査時発行枚数	前回検査時以降発行枚数	前回検査時以降回収枚数	検査時発行枚数

2 特定秘密文書等の保管の状況

(1) 文書、図画又は電磁的記録

	A	B					C						保管数
	前回検査時の保管数	増加要因					減少要因						A + B - C
		供与	複製	作成	接受	計	返却/ 提出	解除	廃棄	送達	その他 ()	計	
件数													
部数													
備考													

(2) 物件

	A	B					C						保管数
	前回検査時の保管数	増加要因					減少要因						A + B - C
		供与	複製	作成	接受	計	返却/ 提出	解除	廃棄	送達	その他 ()	計	
件数													
部数													
備考													

- 注：1 B欄の「供与」には、防衛省から貸与された文書等の数を計上する。同じく「接受」には、下請負者（又は元請負者）から送達された文書等の数を計上する。
- 2 C欄の「返却／提出」には、防衛省に返却した文書等及び契約において製作又は複製した文書等で官に提出したものの数を計上する。同じく「送達」には、下請負者（又は元請負者）に送達した文書等の数を計上する。
- 3 C欄の「その他（）」には、紛失等の事故により減少した文書等の数を計上し、（）内に事故の事由を記載する。

保全検査結果報告書 (年度 / 四半期)

【契約担当官等の代理者： 】

1 保全検査結果

委託先名	保全検査結果		
	年 月	年 月	年 月

2 要改善・不良事項

委託先名	検査 年月日	保全検査事項	要改善又は不良の 具体的な内容等	確認等の状況

注：1 第1項の保全検査結果欄は、次のとおり記載する。

「良好」：全ての保全検査事項について評価がAのとき。

「要改善」：評価がBの事項があるが、評価がCの事項がないとき。

「不良」：評価がCの事項があるとき。

2 第2項は、第1項の保全検査結果欄において「要改善」又は「不良」とした事項について、当該評価となった具体的な内容等を記載する。

3 確認等の状況欄は、「是正確認済」、「改善要求中」、「〇月〇日確認予定」等を記載する。

4 必要に応じ、付紙様式第5及び付紙様式第6に定める保全検査報告書を添付する。